



熊本県公報

第13428号
令和7年(2025年)
4月30日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県労働委員会労働者委員の推薦	(労働雇用創生課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	(〃) 2
○道路の供用開始	(〃) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
公 告	
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 3
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅課) 3
○令和7年度(2025年度)製菓衛生師試験の実施	(健康危機管理課) 4
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課) 6
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 6
○農用地利用集積等促進計画の認可	(〃) 8
○基本測量の終了	(監理課) 8

告 示

熊本県告示第359号

第49期熊本県労働委員会労働者委員1名の辞任に伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第19条の12第3項及び、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員候補者の推薦を求める。

令和7年(2025年)4月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 推薦する者の資格
熊本県の区域内のみに組織を有し、法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の認定を得た労働組合
- 推薦される者の資格
法第19条の4の委員の欠格条項に該当しないものであること。また、委員の任命にあたっては、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等に規定する兼職制限規定又は兼職禁止規定の適用を受けるものとする。
- 推薦期間
令和7年(2025年)4月30日(水)から令和7年(2025年)6月10日(火)まで
- 推薦に必要な書類
(1) 提出書類
ア 推薦書(別記第1号様式)
イ 履歴書(別記第2号様式)
ウ 法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の熊本県労働委員会の証明書
なお、証明書の交付を申請する場合は、次の書類を令和7年(2025年)4月30日(水)から5月16日(金)までに熊本県労働委員会に提出すること。
(ア) 労働組合資格審査申請書(別記第3号様式)
(イ) 組合規約(選挙規程、会計規程を含む。)の写し
(ウ) 労働協約(覚書、協定書を含む。)の写し
(エ) 役員名簿(別記第4号様式)
(オ) 会社(事業所)の組織表(係別従業員数を記入のこと。)
(カ) 調査表(別記第5号様式)
(キ) 会計報告書、事務分掌規程等
(2) 推薦書及び労働組合資格審査申請書等様式の請求先
推薦に必要な書類のうち、推薦書(別記第1号様式)、履歴書(別記第2号様式)、労働組合資格審査申請書(別記第3号様式)、役員名簿(別記第4号様式)及び調査表(別記第5号様式)については、熊本県商工労働部商工雇用創生局労

勤雇用創生課及び熊本県労働委員会に直接請求すること。

5 推薦の方法
推薦書（４の（１）のア）及び履歴書（４の（１）のイ）並びに熊本県労働委員会の証明書（４の（１）のウ）を、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課に提出すること。

熊本県告示第360号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）4月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）4月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市河浦町白木河内字白木新田 113番65地先から 同所 107番地先まで	前	11.7 ～ 18.0	68.3	防交安 （交通安全）
			後	15.0 ～ 19.0	68.3	
	389号	天草市河浦町白木河内字白木新田 404番地先から 同所 2111番6地先まで	前	7.6 ～ 12.6	122.9	
			後	10.6 ～ 21.4	122.9	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）4月30日

熊本県告示第361号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）4月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）4月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	下益城郡美里町早楠字鷹羽重 1562番2地先から 同所 1562番7地先まで	前	4.6 ～ 9.1	309.5	活力創 出基盤 交付金
			後	7.4 ～ 12.1	322.8	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）4月30日

熊本県告示第362号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）4月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）4月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上揚字宮上 989番1地先から 同所	30.0	活力創出 基盤交付 金
		988番1地先まで		
		上益城郡甲佐町大字上揚字宮上 977番1地先から 同所	49.5	
		968番地先まで		

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）4月30日

熊本県告示第363号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年（2025年）4月30日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字小屋平2560番5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第264号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営第二上益城中央地区（沢水工区・堤の本工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和7年（2025年）4月30日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営第二上益城中央地区（沢水工区・堤の本工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年（2025年）5月1日から令和7年（2025年）5月30日まで
- 3 縦覧場所
御船町役場

熊本県公告第265号
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和7年（2025年）4月30日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
社会福祉法人伸生紀
下益城郡美里町佐俣338番地
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
下益城郡美里町佐俣338番地

熊本県公告第266号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により令和7年度（2025年度）熊本県製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）第2条の規定により公告する。

令和7年（2025年）4月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 試験日時及び場所

- (1) 日時 令和7年（2025年）8月6日（水）午後1時30分から午後3時30分まで（2のただし書に該当する者にあつては、午後2時45分まで）
- (2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁地下大会議室

2 試験科目

試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。

- (1) 衛生法規
(2) 公衆衛生学
(3) 食品学
(4) 食品衛生学
(5) 栄養学
(6) 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）

3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業（食品衛生法施行令第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもの又は食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により営業を行うことができるとされた改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業をいう。）に従事したもの（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者に限り、専ら製品の運搬、配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事している者を除く。以下同じ。）
- (3) 法の施行の日（昭和41年（1966年）12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの

4 受験手続**(1) 受験願書の配付**

各保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課（以下「健康危機管理課」という。）での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページへの掲載により実施する。

各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、令和7年（2025年）5月26日（月）から同年6月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

郵送による配付を希望する者は、宛先を明記し110円切手を貼った返信用封筒（長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）と連絡先（本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書請求」と朱書して健康危機管理課（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て請求すること。

(2) 受験願書受付期間

ア 受付期間は、令和7年（2025年）6月2日（月）から同年6月6日（金）までとする。

イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送による受験申込みは、令和7年（2025年）6月6日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験願書の提出

ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に居住する者は、健康危機管理課（郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に提出すること。

イ 郵送による提出をする者にあつては、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、アの提出先に特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に

該当する者は、郵送による提出はできない。

- (4) 提出書類等
提出書類は、次のとおりとする。また、各書類の提出部数は、保健所に提出する場合にあっては2部、健康危機管理課に提出する場合にあっては1部とする。

ア 受験資格3の(1)に該当する者

- ・受験願書（別記第1号様式）
- ・製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（修了証明書、卒業証明書等）
- ・写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- ・提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）
- ・戸籍謄（抄）本（証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる者に限る）

イ 受験資格3の(2)又は(3)に該当する者

- ・受験願書（別記第1号様式）
- ・菓子製造業従事証明書（別記第2号様式）
- ・写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- ・提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）
- ・戸籍謄（抄）本（証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる者に限る）

- (5) 受験手数料

9,700円（受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。）

- (6) 受験票の交付

受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。

5 合格基準

6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点がその試験科目の平均点の2分の1の点（小数点以下を四捨五入した点）を下回らないこと。

6 合格発表及び合格証書の交付

- (1) 合格者の発表は、令和7年（2025年）9月11日（木）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。

- (2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。

7 その他

- (1) 受験願書の請求及び受験についての問合せ先

健康危機管理課	096-333-2247
熊本県有明保健所衛生環境課	0968-72-2184
熊本県山鹿保健所衛生環境課	0968-44-4121
熊本県菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135
熊本県阿蘇保健所衛生環境課	0967-24-9035
熊本県御船保健所衛生環境課	096-282-0016
熊本県宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
熊本県八代保健所衛生環境課	0965-33-3198
熊本県水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104
熊本県人吉保健所衛生環境課	0966-22-3108
熊本県天草保健所衛生環境課	0969-23-0299
熊本市保健所食品保健課	096-364-3188

- (2) 試験成績の情報提供

口頭による試験成績の情報提供を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を以下のとおり情報提供する。

ア 情報提供の方法

熊本県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に情報提供する。

なお、電話、メール、郵送等による情報提供の求めに対しては対応しない。

イ 情報提供の期間

合格発表の日から1か月間（令和7年（2025年）9月11日（木）から令和7年（2025年）10月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。

なお、上記期間を超えて試験成績の開示を希望する場合は、個人情報保護法（第76条）に基づく文書による開示請求により対応する。

- (3) 試験問題の開示

試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間（令和7年（2025年）9月11日（木）から令和8年（2026年）9月11日（金）まで。）とする。

- (4) 合格の取消し

受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県公告第267号

八代市に事務所を置く八代平野南部土地改良区理事長桑原信弘から令和7年（2025年）4月10日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年（2025年）4月21日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）4月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第268号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）4月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
中川 猛	錦町	桑原 徹	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字井沢原536-13
西 幸子	相良村	株式会社大泉龍寺	あさぎり町	球磨郡相良村大字川辺字中溝2592-1ほか4筆
西 勝行	相良村	大塚 淳六郎	相良村	球磨郡相良村大字川辺字城平4133-1ほか2筆
皆木 美奈子	大阪府豊能町	西田 義和	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字中ノ口301-1ほか1筆
吉村 貞男	宇城市	佐高 良	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里52
吉村 小百合	宇城市	佐高 良	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里53
松崎 健次郎	宇城市	農事組合法人宇土割営農生産組合	宇城市	宇城市小川町新田字堅横281ほか1筆
小川 春男	宇城市	農事組合法人宇土割営農生産組合	宇城市	宇城市小川町新田出字二番189-1ほか8筆
岩崎 征子	宇城市	吉田 亮太	宇城市	宇城市小川町北小野字大坪1030
岩丸 孝守	八代市	松村 文昭	宇城市	宇城市小川町北部田字七ツ江1220
岩間 亨	宇城市	松田 明久	宇城市	宇城市小川町南部田字釘町600ほか1筆
川崎 重則（亡）川崎 静枝	熊本市	園村 栄一	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里10
川崎 重則	熊本市	園村 栄一	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里11
吉里 修	東京都町田市	園村 栄一	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里19ほか1筆
斉藤 暁	宇城市	園村 栄一	宇城市	宇城市小川町北部田字宮田102

嘉悦 タカエ	宇城市	園村 栄一	宇城市	宇城市小川町北部田字宮田103
志水 勉	宇城市	園村 栄一	宇城市	宇城市小川町北部田字竹ノ下1153ほか1筆
佐伯 栄一	宇城市	園村 栄一	宇城市	宇城市小川町北部田字七ツ江1227
伊藤 國男	宇土市	福島 和仁	宇土市	宇土市下網田町字西品瀬1443-1ほか2筆
伊藤 國男	宇土市	堀内 勇一	宇土市	宇土市下網田町字戸田ノ上1606ほか1筆
中村 新一	宇土市	堀内 勇一	宇土市	宇土市上網田町字早馬456
重元 康平	熊本市	有限会社重元園芸	宇土市	宇土市走潟町字走潟709
重元 啓史	東京都葛飾区	有限会社重元園芸	宇土市	宇土市走潟町字走潟697-1ほか1筆
吉川 謙一	宇城市	城尾 徳孝	宇城市	宇土市松山町字松木迫1
前田 邦利	宇土市	松本 和彦	宇土市	宇土市新開町字内田1415
今村 留美子	宇土市	松本 和彦	宇土市	宇土市新開町字中潟1067-1ほか6筆
本田 正和	宇土市	松本 和彦	宇土市	宇土市新開町字中潟1079ほか4筆
中川 政司	美里町	長嶺 明	美里町	下益城郡美里町萱野字下八ツ家188

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
渚上 澄雄	人吉市	人吉市西大塚町字上屋敷3172-1ほか4筆
山本 勉	人吉市	人吉市上漆田町字坂ノ下3317-40ほか2筆
永田 修三	熊本市	人吉市上漆田町字坂ノ下3291-1ほか3筆
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	人吉市上原田町字馬草野字中馬草野660-3ほか3筆
山本 勉	人吉市	人吉市上漆田町字頭無3402-4
須恵 康博	人吉市	人吉市下漆田町字西前田3011-1ほか4筆
有限会社重元園芸	宇土市	宇土市走潟町字走潟845ほか1筆
小崎 達生	熊本市	宇土市上網田町字上山3094
宮本 みどり	宇城市	宇城市小川町北部田字竹ノ下1152-1ほか16筆
宮本 みどり	宇城市	宇城市小川町北部田字宮田86-1ほか3筆
村上 信治	宇城市	宇城市小川町北部田字宮田128
村上 信治	宇城市	宇城市小川町北部田字宮田129
村上 信治	宇城市	宇城市小川町北部田字七ツ江1262ほか8筆
片岡 大輔	宇城市	宇城市小川町北部田字宮田114-1ほか8筆
篠塚 裕	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里22-2ほか2筆
河野 和久	宇城市	宇城市小川町南小野字立田1441ほか3筆
岩山 誠一郎	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里12ほか1筆
園村 栄一	宇城市	宇城市小川町北部田字七ツ江1228
園村 栄一	宇城市	宇城市小川町北部田字宮田93ほか10筆
坂崎 大志	宇城市	宇城市小川町北部田字竹ノ下1173
松村 文昭	宇城市	宇城市小川町北部田字竹ノ下1155-2
松村 文昭	宇城市	宇城市小川町北部田字七ツ江1270-1ほか

		2 筆
--	--	-----

2 認可年月日
令和7年（2025年）4月22日

熊本県公告第269号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）4月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
江藤 秀孝	阿蘇市	阿蘇市西湯浦字城ノ前670－1ほか2筆
江藤 秀孝	阿蘇市	阿蘇市湯浦字北石原378
下村 委也	阿蘇市	阿蘇市黒川字小次郎渕1303－3ほか5筆
古嶋 孝志	阿蘇市	阿蘇市永草字中前田496－2ほか13筆
株式会社果実堂	益城町	阿蘇市波野大字小園字梶ヶ迫750－1
岩下 義國	阿蘇市	阿蘇市波野大字小園字梶ヶ迫750－1
岩下 宗幸	阿蘇市	阿蘇市波野大字小園字梶ヶ迫750－1
有限会社内田農場	阿蘇市	阿蘇市内牧字東前無田1196－1
河瀬 康雄	阿蘇市	阿蘇市永草字朝日田898－2ほか1筆
岩永 直樹	阿蘇市	阿蘇市内牧字中番出1272ほか6筆
岩永 直樹	阿蘇市	阿蘇市内牧字中番出1274－2

2 認可年月日
令和7年（2025年）4月22日

熊本県公告第270号
測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）4月30日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子基準点測量）	令和6年（2024年） 4月1日から 令和7年（2025年） 3月31日まで	熊本市南区、熊本市北区、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、天草市、玉名郡和水町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡高森町、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡山都町、葦北郡芦北町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡球磨村、天草郡苓北町